

## 令和2年 第7回農業委員会議事録

令和2年7月27日午後3時00分に第7回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第13号 農地法第18条の規定による解約通知について

報第14号 農地の転用事実に関する照会について

議第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第24号 非農地証明について

議第25号 尾花沢市農用地利用集積計画について

## 令和 2 年 第 7 回 農業委員会 議事録

尾花沢市農業委員会令和 2 年第 7 回通常総会を 7 月 27 日（月）市役所大会議室において午後 3 時 00 分より開会した。

（岸事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。憲章につきましては、緑色の封筒の後ろにありますのでご覧ください。

（朗 読）

（岸事務局長）

ご着席願います。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 19 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、本日総会ご出席ありがとうございます。新規になられた方も含めまして、初めての通常総会となりますけれども、よろしくをお願いいたします。

さて、皆さんも、農業委員にならずとも、悪天続きで農作物等に心配されると思いますけども、西瓜のほうが農協さんでキロ 200 円前後で売れていると、ちょっと去年より安いとかという話もありますし、またこの天気で葉いもち病が発生している田んぼが見受けられるとのことですので、なるべく早く梅雨が明けて、夏らしい天気が戻ってくることを願ひまして、挨拶にさせていただきます。本日はどうもご苦労様です。

（岸事務局長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

只今より令和2年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を開会します。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番 小関金也委員 4番 大崎清孝委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いたさせます。事務局長。

(岸事務局長)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。説明させていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第13号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は1件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、同人へ売買予定で今月集積計画がなされております。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第13号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。次に、報第14号「農地の転用事実に関する照会について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、報第14号「農地の転用事実に関する照会について」をご報告いたします。  
議案書2ページをご覧ください。

これにつきましては、昭和56年農林水産省構造改善局長通達である「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、転用許可書又は非農地証明の添付がない地目変更申請に対し、登記官は農業委員会に転用許可の有無、農地であるか否かを照会し、その回答を持って事務処理を行うこととなっております。原則3人以上の農業委員と事務局により現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認し、照会から2週間以内に登記官に回答することとなっているもので、総会での決定が回答期限に間に合わない場合には、農業委員会事務局長の報告として登記官に報告するものとなっております。

今回、山形地方法務局村山出張所より、令和2年6月15日付農地の転用事実に関する照会書にて、議案書に記載されている14筆の土地について照会がございました。照会の土地は大字銀山新畑字本町6筆、大字銀山新畑字傾城平8筆で、所有者は全て申請者であります。現在の登記簿上の地目はすべて農地となっております。

現地調査につきましては、6月25日通常総会終了後に、農地転用等現地調査班第6班の星川敬夫委員、大崎清孝委員、奥山良春委員及び事務局において行っております。いずれの土地についても、現況は山林や原野の状態であり農地性が無いものと判断しております。

以上、議案書内容のと通りの調査結果にて、法務局登記官へ報告いたしましたので、本会に報告するものであります。以上であります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第14号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の

挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

農地法第3条の規定による許可申請は3ページです。所有権移転についてご説明いたします。案件は2件です。

No.1の渡人は他市町村へ転出の農業廃止のため、No.2の渡人は同一世帯内の一括贈与のため、受人はNo.1が経営規模拡大、No.2が贈与受けのための所有権移転です。No.1からNo.2は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

続いて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。4ページをご覧ください。案件は1件です。貸し人は労力不足のため、借り人は経営規模拡大のための貸借です。No.1は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第24号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第1班主任、笹原 哲委員の報告を求めます。

(7番 笹原 哲 委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。



次に、議第25号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第25号尾花沢市農用地利用集積計画について説明に入らせていただきます。議案書10ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が51a、うち再設定が15a、所有権移転は55aになり、計画面積合計は106aとなっております。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、畑のみで51a、うち再設定が15a、所有権移転は田が25a、畑が29a、合計しますと田が25a、畑が81aになります。

続いて、対象人数になります。賃貸借権は、出し手2名、受け手2名、所有権移転は、出し手2名、受け手2名になります。合計しますと、出し手が4名、受け手4名になります。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借権は、3年～5年が2件で51aとなっております。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価になります。賃貸借権は、畑が現金で1千円から4千円、所有権移転は、田が19万7千円、畑が10万2千円から19万円となります。

それではページ移りまして、11ページからは個別状況になります。No.1は新規の利用権設定、No.2は再設定となり、12ページは所有権移転で2件です。ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考

えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和2年第7回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時35分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年7月27日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_